

被相続人居住用家屋等確認書(3000万控除)提出書類チェックリスト②

②除却後譲渡の場合(R6.1.1以降の譲渡)

	提出書類名	入手場所等	チェック欄
必須	被相続人居住用家屋等確認申請書(別記様式1-2) ※未記入の【被相続人居住用家屋等確認書の交付のための提出書類の確認表】含む	朝霞市ホームページ、国交省ホームページ 等	
	被相続人の住民票の除票	朝霞市総合窓口課、支所・出張所 等	
	申請者(相続人)の住民票	申請者の居住地の市区町村役場 等	
	敷地の売買契約書 ※譲渡日が確認できない場合は、確認できる登記事項証明書	契約当事者 等 ※登記事項証明書は、登記所(さいたま地方法務局 志木出張所)	
	家屋の閉鎖事項証明書 と 敷地の登記事項証明書 ※難しい場合は、解体工事請負契約書 と 請求書or領収書 と 遺産分割協議書の写し	登記所(さいたま地方法務局 志木出張所) ※請負契約書等は、請負業者 ※遺産分割協議書は、相続人	
	《 以下のいずれか 》 ①電気or水道orガスの中止日(死亡日以降)が確認できる書類 ※代わりに水道利用状況を開発建築課に確認依頼する場合は、同意書 ②相続人と契約した宅建業者が除却予定の空き家として広告している書面	①供給会社(水道は朝霞市上下水道総務課)等 ※同意書は、朝霞市ホームページor開発建築課窓口 ②当該宅建業者 等	
	除却前後の写真(撮影日も記入)	解体工事請負業者 等	
入所して 老人ホーム等 必要	被相続人の介護保険被保険者証or要介護認定・要支援認定決定通知書 等 ※難しい場合は、要介護認定等情報の記載がある老人ホーム等の記録 等	朝霞市 介護保険課 等	
	被相続人の老人ホーム等入所時の契約書 等	契約当事者 等	
	当該空き家への外出、外泊等の記録 等 ※ただし、前述の『電気or水道orガスの中止日(死亡日以降)が確認できる書類』で 契約名義(被相続人)が確認できる場合は不要	老人ホーム 等	
提出 必要	委任状	-	

①本リストは概略です。詳細は【被相続人居住用家屋等確認書の交付のための提出書類の確認表】を御確認ください。

《注意》

②提出は正本1部のみで、市からお渡しするのは確認書のみです。(添付書類の返却はなし)

③『被相続人居住用家屋等確認申請書』については確定申告予定の相続人全員分の提出が必要ですが、全員分同時に申請する場合に限りその他の添付書類は1部のみで構いません。(個別に申請する場合は改めて添付書類を一式用意していただく必要があります)